

●香川県選挙管理委員会告示第10号

令和5年4月9日執行の香川県議会議員選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第79条第1項の規定により、開票の事務を選挙会の事務に併せて行う選挙区は、次のとおりである。

令和5年3月31日

香川県選挙管理委員会委員長 藤 本 邦 人

開票の事務を選挙会の事務に併せて行う選挙区

丸亀市選挙区

善通寺市選挙区

観音寺市選挙区

さぬき市選挙区

東かがわ市選挙区

三豊市選挙区

木田郡選挙区

綾歌郡選挙区

仲多度郡第二選挙区